

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和34年岩手県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(営業の変更等の届出)</p> <p>第5条 条例第11条第1項の届出は、旅館業営業許可事項変更（営業停止、営業廃止）届（様式第4号）を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>第6条 条例第11条第2項の届出は、旅館業営業承継承認事項変更届（様式第5号）を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p><u>(水質の基準)</u></p> <p>第7条 条例第4条第5号イ(イ)の規定による水質の基準は、 <u>レジオネラ属菌につき冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法によって行う検査において、100ミリリットルにつき10CFU未満とする。</u></p> <p><u>(宿泊者名簿)</u></p> <p>第8条 法第6条第1項の宿泊者名簿には、宿泊者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) <u>氏名、住所、年齢及び性別</u></p> <p>(2) <u>到着及び出発の日時</u></p> <p>(3) <u>前夜の宿泊地及び旅館名並びに行先地名</u></p> <p>(4) <u>日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号</u></p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p>	<p><u>(水質の基準)</u></p> <p>第5条 条例第4条第5号ア(イ)の規定による水質の基準は、 <u>レジオネラ属菌につき冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法によって行う検査において、100ミリリットルにつき10CFU未満とする。</u></p> <p><u>(宿泊者名簿の記載事項)</u></p> <p>第6条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の2第3項第2号の知事が必要と認める事項は、<u>宿泊者に関する次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>年齢及び性別</u></p> <p>(2) <u>到着及び出発の日時</u></p> <p>(3) <u>前夜の宿泊地及び旅館名並びに行先地名</u></p> <p>(営業の変更等の届出)</p> <p>第7条 条例第7条第1項の届出は、旅館業営業許可事項変更（営業停止、営業廃止）届（様式第4号）を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>第8条 条例第7条第2項の届出は、旅館業営業承継承認事項変更届（様式第5号）を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p>

1～3 [略]

4 営業施設が旅館業法施行条例第10条各号のいずれかに該当するときは、その旨（特定の季節又は一時的に営業するものは、その利用期間を記載してください。）

5・6 [略]

注

1 付近200メートル以内の見取図（学校の敷地がおおむね100メートル以内の距離にあるときは、その距離を明示してください。）を添付してください。

2 営業施設の構造設備を明らかにした図面（客室、調理室、洗面所、便所、浴室等を表示してください。）を添付してください。

3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写しを添付してください。

4 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を添付してください。

[略]

様式第2号（第3条関係）

[略]

[略]	所在地
	[略]
	代表者氏名
	印

[略]

1 合併により消滅する法人（分割前の法人）の名称、所在地及び代表者氏名

(1) [略]

(2) 所在地

(3) 代表者氏名

2 合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により旅館業を承継する法人）の名称、所在地及び代表者氏名

(1) [略]

(2) 所在地

(3) 代表者氏名

3・4 [略]

5 合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により旅館業を承継する法人）が旅館業法第3条第2項第3号に該当することの有無及び該当するときは、その内

1～3 [略]

4 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当するときは、その旨（特定の季節又は一時的に営業するものは、その利用期間を記載してください。）

5・6 [略]

注 次の書類を添付してください。

1 付近200メートル以内の見取図（学校の敷地がおおむね100メートル以内の距離にあるときは、その距離を明示してください。）

2 営業施設の構造設備を明らかにした図面（客室、調理室、洗面所、便所、浴室等を表示してください。）

3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し

4 個人の場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写し

5 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書及び役員名簿（役員の氏名、生年月日、性別及び住所を記載してください。）

[略]

様式第2号（第3条関係）

[略]

[略]	<u>主たる事務所の所在地</u>
	[略]
	<u>代表者の氏名</u>
	印

[略]

1 合併により消滅する法人（分割前の法人）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) [略]

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の氏名

2 合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により旅館業を承継する法人）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) [略]

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の氏名

3・4 [略]

5 合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により旅館業を承継する法人）が旅館業法第3条第2項第2号から第4号まで又は第7号に該当することの有無及

<p>容</p> <p>備考1 [略]</p> <p>2 次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により旅館業を承継する法人）の定款又は寄附行為の写し</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 申請者が旅館業法第3条第2項第1号又は第2号に該当することの有無及び該当するときは、その内容</p> <p>注 次の書類を添付してください。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>旅館業法施行条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>注 廃止の場合は、許可指令書を添付してください。</p> <p>[略]</p> <p>様式第5号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>旅館業法施行条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>1～4 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>び該当するときは、その内容</p> <p>備考1 [略]</p> <p>2 次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により旅館業を承継する法人）の定款又は寄附行為の写し及び役員名簿（<u>役員の氏名、生年月日、性別及び住所を記載してください。</u>）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 申請者が旅館業法第3条第2項各号（第7号を除く。）に該当することの有無及び該当するときは、その内容</p> <p>注 次の書類を添付してください。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>旅館業法施行条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>注 次の書類を添付してください。</p> <p>1 <u>変更の場合は、戸籍謄本、登記事項証明書等変更した事項が確認できる書類</u></p> <p>2 <u>廃止の場合は、許可指令書</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第5号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p>旅館業法施行条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>1～4 [略]</p> <p>注 <u>戸籍謄本、登記事項証明書等変更した事項が確認できる書類を添付してください。</u></p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の旅館業法施行細則に規定する様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、

同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。